

「第八回 全国手をつなぐ育成会連合会
全国大会愛媛大会」参加報告 事務局 本田 由香

去る一月二十七、二十八日に愛媛県松山市の愛媛県民文化会館にておこなわれた表記大会に、秋田県の育成会からシンポジストとして登壇の田中会長を含む八名が参加しました。

実はコロナ禍後にこうして、一堂に会して集まるのは四年ぶりのことです。秋田開催も本来令和に元号が変わって間もなくおこなうことになっていましたが、県民会館の建替えにより大きな会場がないことから延期になっていましたが、県民会館さて、二十六日の朝の出発時は白一色だった秋田から、一路、着陸間際に青々とした島々を眺望できる松山に一步足を踏み入れた時は、異国の地に来た感覚でした。街の中央を走る路面電車や古い建築物のノスタルジーさに魅了され、「はやく（路面電車に）乗ってみたい！」と思いました。（この時は一、二度乗るだろうとは思っていましたが、まさかあれだけたくさん乗ることになるとは・・・笑）秋田からの服装ではとにかく暑くてすぐさま着替えました。前泊の夜は秋田県の育成会の皆さんと、じゃこ天をはじめ、海の幸などに舌鼓を打ちました。

全国大会の会場は、「幼少期・学童期・青年期」「壮年期・高齢期」「障害者理解・啓発と防災」三つのテーマで基調講演と分科会を実施、会場が分かれました。私は、田中会長が登壇する第二分科会の会場に。講師、シンポジストそれぞれの立場で今までの経緯、現在取り組んでいること、課題提起、これからの展望について述べられました。詳しくお話しすると紙面いっぱいになりますので、是非会員・読者の方には第九回の秋田大会で同じような学びの場で盛り上げていただけたらと思います。



二日目の記念講演は、自身も愛媛県西条市出身のテノール歌手、秋川雅史さんから「夢のある人生」と題してお話しや歌の披露がありました。生きていく中で、夢を持ちつづけ生涯現役でありつづけたい、という考えに至ったそう。それまでの周囲の環境や自身の失敗の経験、悩みのない生き方・考え方など「生きるヒント」になる話題と、それに乗せた歌で会場の皆さんが大いに盛り上がりました。



そして一日目の締めくくりは懇親会、次年度開催地の挨拶でナマハゲが登場し、大いに会場を沸かせました。きつと秋田大会でもたくさんの人の心を驚つかみにすることでしょう！



あきづな



一般社団法人
秋田市手をつなぐ育成会

会報 第43号

令和6年3月末発行

第9回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会秋田大会

2024年

10月12日(土)

13日(日)

あきた芸術劇場ミルハスと秋田文化創造館で開催！
秋田で参加できる機会はおと30年後？運営の手伝いをするもよし、分科会で全国の取り組みから学ぶもよし、仲間と交流を深めるもよし！皆さんで盛り上げていきましょう！！

「知ろう！ 防ごう！ 障がい者虐待」



会長 小林 顕

秋田県手をつなぐ育成会副会長の麓幸子さんから、県育成会の県北地区研修会で障がい者虐待の現状とその防止策についての講演の依頼があり、令和五年秋に鷹巣の北秋田市交流センターで「知ろう！防ごう！障がい者虐待」障がい者の親の目線から」と題して講演をしました。十年前に私はある知的障がい者支援施設で虐待防止の講演をしたことがありますが、その頃から社会情勢も変わりましたので、これを機会に「障がい者虐待」について改めて勉強し直しました。講演の内容をご紹介します。

まず全国と秋田県で、どのくらいの数の障がい者虐待があるかについてです。障がい者虐待は誰が虐待をしてしまうかよって、①養護者（家族等）による虐待、②障がい者福祉施設の従事者等による虐待、③障がい者が一般就労をしている企業の利用者による虐待、の三つに分類されます。令和三年度の全国統計では障がい者虐待の件数は総数三〇八五件で、そのうち養護者による虐待が一九九四件で最も多く約三分の二を占めました。福祉施設の従事者等による虐待が六九九件で三割弱、使用者による虐待が約三九二件で一割強でした。同じく令和三年度の秋田県の統計（令和五年公表）でも、障がい者虐待の件数は十九件で、そのうち十三件が養護者による虐待で、その他六件は障がい者福祉

施設の従事者等による虐待でした。秋田県でこの年は使用者による虐待の報告はありませんでした。全国でも秋田県でもこの年だけでなく例年、養護者（家族等）による虐待が最も多い傾向があります。

秋田県の統計で、養護者による虐待では被虐待者は二十〜三十歳代の知的障がいや精神障がいをもつ女性が多く、身体的・心理的・経済的虐待が多くみられます。虐待をした養護者は主に父、母、きょうだいでした。十三件（人）の養護者による虐待事例の中で、「虐待者からの分離と保護」をせざるを得なかったのは九例（約七割）にのびりました。

私は知的障がいを持つ息子の父ですから、養護者（家族）による家庭内虐待が障がい者虐待で最も多く、さらに秋田県で養護者による虐待の約七割に対して分離・保護の措置が行われていることを知り愕然とするとともに、これは何とかならないものかと思いました。私自身は息子を虐待したことはないと思っておりますが、この結果は障がい者の父親として身につまされるものでありました。私は専門書「障害者虐待」（宗澤忠雄 編著、中央法規二〇一二年）を読んで養護者による虐待について調べてみることにしました。

なぜ養護者による虐待事例の多くで被虐待者の分離・保護をせざるを得ないのでしょうか。虐待対応の現場では一体何が起きているのでしょうか。前述の専門書「障害者虐待」によりますと、養護者による虐待事案では市町村役場等職員は虐待をしている家族に対して虐待である旨の告知をし、家族の言動を改めるべきであることを説明し指導しますが、虐待をしている家族の多くは自分が虐待をしていると自覚できていないということなのです。多くの場合、家族は驥をしていると思っ

そう思ってしまう大きな原因は、知的障がいの場合は特にそうですが、日本では、成人を迎えた障がい者が「一人前の人権」を持つ大人であることを、家庭でも事業所でも地域社会でも承認できていないことがまあるようなのです。すなわち子供に対する驥の延長で虐待してしまうのです。

養護者が同居する障がい者を虐待してしまうもう一つの原因は、「家」というものの閉鎖性です。虐待を行う家族の中には、虐待について助言や指導をする役所の職員に対して「家の中のことは一切かまわないでもらいたい！」あるいは「障がいのある家族のことは家族で最後まで責任を持つのでから今後の訪問は断る！」と激高する家族がいるそうです。

家族のこのような考え方がどこから来るのかを考えますと、戦前の旧民法における家父長制度からくる古い社会通念が今でも国民の心の奥底に残っているということが根源にあるようです。家族が障がいを持つ人の成人としての自立というものを全くイメージできないままにいる場合、障がい者を単なる「厄介者」とか「足手まとい」としか見られなくなってしまう、最終的に虐待に及んでしまうということです。

役所の職員の説得や指導が、虐待をしている家族には受け入れられない場合でも、虐待事案は緊急性があり、暴行や放置等が高じて命にかかわることがありますので、虐待の対応をする役所の職員はやむを得ず被虐待者を虐待者から分離して保護する方法をとらざるを得ないのです。分離保護は虐待をしている養護者にとつてもまた被虐待者にとつても悲しい事態であると言わざるを得ませんが、やはり虐待は終息させなければなりません。

二〇一二年に施行された障害者虐待防止法では「何

人も障がい者に対し虐待をしてはならない」とされ、障がい者への虐待行為が広く禁止されており、虐待とは世話をする者から世話をされる者への暴力・暴言・猥褻行為・放棄・放置・搾取・恐喝などの人権侵害です。

人権とは「人間が生まれながらに持っている社会的権利」であり、分かりやすく言えば「住み慣れた地域社会で誰もが安心して暮らし続ける権利」です。日本国憲法第十一条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とあり、障がい者を含めてすべての国民の人権は日本国憲法で保障されています。障がい者虐待はあつてはならないのです。残念なことに障がい者虐待防止法の施行から十年以上経過しますが障がい者虐待の認定件数は緩やかな増加傾向を示しております。

最後になりますが、養護者による障がい者虐待の防止策です。①家庭や施設という閉じられた関係性の中だけで本人を抱え込まないようにすることが必要です。そのためには親が本人に地域の多様な支援や社会資源の利用を進め、地域の行事等に参加させていくこと、すなわち社会参加を進めることで本人自身の社会における居場所を広げ、本人の自我のアイデンティティを醸成する努力をしていくことが大事です。②幼少期から成年期への架け橋となる「若者期」を親が意識して本人に対応し、本人の親離れ、親の子離れを自然なこととして親子双方が実現できるように心がけてまいります。③「成人式」の意味合いを本人・家族・社会で分かち合いながら本人の自立を促し、そして成人を迎えた本人の「一人前の人権」を家族はもちろん地域社会の市民相互で承認できるものとなるようにしていくことが大切です。

あきた成年後見センターつなぐ事務所開所

知的障がい・発達障がいの成年後見相談所として

令和五年九月三十日、かねてから準備をしていた「あきた成年後見センターつなぐ」の事務所が開所しました。場所は、社会福祉法人正和会介護老人保健施設ほのぼの苑（潟上市大久保）一階です。秋田市手をつなぐ育成会から小林会長をはじめ四名、秋田県手をつなぐ育成会田中会長、正和会小玉理事長はじめ多くの役員の方々が開所式に参加しました。テープカット等のセレモニーに引き続き、新しくセンター長に就任した鈴木センター長による「法人後見について」と題する講演がありました。その中で、秋田市手をつなぐ育成会の権利擁護活動の大きな柱として、啓発事業である「こまちほ」ぶ隊」の紹介がされました。一方の柱である法人後見については、現在セミナーを開催中であり、今後は支援スタッフを募集し、助言機関としての運営委員会、業務執行機関・業務監督機関の立ち上げを進めているとの現状の報告がありました。

講演の最後に、知的障がいのある子どもたちの福祉と教育に一生を捧げ「社会福祉の父」と呼ばれた糸賀一雄さんの残された「この子らを世の光に」の言葉が引用されました。この言葉の意味は、障がいを持った子供に社会の支援を呼びかける「この子らに世の光を」ではなく、「障がいを持った子どもこそ世の中に光をもたらすもの」、そういう存在であるとの信念の籠った言葉で、この言葉を心に刻み、あきた成年後見センターつなぐを運営していきたいとの決意を表明されました。

当日は「正和会健康祭」に集まった多くの地域の皆さんにもお披露目されました。また秋田魁新報社の取材を受け、十月三日社会面に「障がい者の意思決定と親亡き後支援へ」と写真入りで紹介されました。

現在は法人後見受任に先立ち、皆さんからのお困りごとに対する総合相談事業を行っています。百人いれば百通りの事情があります。まずはお声がけください、一緒に考え、方向を探ってまいります。事務所の所在とスタッフ、連絡先は下記のとおりです。



潟上本部 潟上市昭和久保字街道下92-1 介護老人保健施設ほのぼの苑内
 携帯 070-4204-4838 (おかなん総合相談センター岩谷淳志さん)
 秋田支部 秋田市手形山崎町2-18 すずき行政書士事務所内 携帯 090-2273-0560
 スタッフ 顧問 小林颯 (育成会・正和会) センター長 鈴木哲郎 (育成会)
 副センター長 岩谷淳志 (正和会) 佐々木雅樹 (育成会)
 事務担当 加藤稔樹 (正和会)



令和5年10月21日(土)
12月16日(土)
令和6年2月24日(土)

下半期事業より

成年後見支援スタッフセミナー

@秋田県社会福祉会館本館8階合同研修室

このセミナーは、成年後見について学びながら、「あきた成年後見センターつなぐ」開所に際し、支援する側として興味をもっていただければ…という思いで開催し、今年度は全六回を終えました。(第一回～第三回は前号へ掲載済み)



第四回は十月二十一日、松本総合法律事務所弁護士 土笈川正典氏より「任意後見制度を知りたいです」と題してご講演賜り、三十三名の方にご参加頂きました。笈川氏は、秋田弁護士会高齢者障害者委員会副委員長として、複数の研修講師や高齢者・障害者支援の協議委員として活躍されています。本セミナーは、任意後見契約の締結から後見事務終了までのイメージをつかむことを目標とする内容でした。法定後見と任意後見の違いやメリット・デメリットに触れ、専門的な内容を分かりやすくご紹介頂きました。参加者の関心事である家族信託についても簡単にご紹介頂き、成年後見制度の全体像を学ぶことができたと感じています。また支援者の心構えとしては、本人や家族が不安なことや大切にしたいことを傾聴し、ライフプラン全体を通し適切な制度の紹介や周辺サポートとの連携等を考えることは、教訓となりそうです。

第五回は十二月十六日、秋田市権利擁護センター 小貫崇氏より「適切な権利擁護支援に向けて」と題し、秋田市権利擁護センターの役割、日々の業務で気を付けていることなどお話をいただきました。秋田市権利擁護センターは、成年後見制度利用促進事業(中核機関)や日常生活自立支援事業、法人後見事業を運営しており、総合窓口としての役割から法人後見の実務も担っています。特に、実際の相談事例を交えた権利擁護支援について詳しくご紹介いただき、この意思決定支援は、これまでのセミナーと共通し如何に本人の意思を汲み取ってあげられるか、その心がけや対応の仕方についてあらためて学ぶ機会となりました。三十一名の参加者のうち、次年度の成年後見支援スタッフ教育に十四名の方の参加意向があり「あきた成年後見センターつなぐ」への関心の高さが窺えました。



第六回は二月二十四日、あきた成年後見センターつなぐ 鈴木哲郎センター長より「親なきあとの準備セミナー 相続の基本と遺言書・成年後見制度と家族信託」と題して講演、四十一名の方がご参加くださいました。セミナー前半は、成年後見の後見人として波乱万丈の実体験を交えながら、親なきあとの準備について、後半は、相続の基本と遺言書を中心に分かりやすく説明いただきました。親なきあとの相続一つを取ってみてもやるべきことの多さを新たためて学ぶ機会となりました。相続に係る事例を数多くお話しいただいた一方、成年後見制度のまどめの講演としては、制度そのものと家族信託の説明が不足気味となり、アンケートでも家族信託について聴きたかったと言う声もありました。あきた成年後見センターつなぐに問合せいただく機会になればと期待しております。

ゆうちょ財団の助成による本セミナーは六回コースでしたが、全回または複数回参加いただいた方が多く、幅広い年代の方々に成年後見について興味を示していただくことができました。また、アンケートを見ると成年後見支援スタッフについて十人程の方が積極的に関わる意向を示しており、今後の相談窓口についても、「あきた成年後見センターつなぐ」に相談したい」と選択をされた方が二十名を超え、セミナー実施の目的は概ね達成できたと考えます。

(佐々木雅樹)

令和5年10月15日(日)

第62回手をつなぐ育成会秋田県大会(南秋・潟上・男鹿大会)

@ホテルサンルーラル大潟

昨年10月15日(日)10時～、ホテルサンルーラル大潟にて、第62回手をつなぐ育成会秋田県大会(南秋・潟上・男鹿大会)が開催されました。大会スローガンは「一人ひとりを認め合い、共に生き、共に支える地域社会を築こう」。

秋田県手をつなぐ育成会田中会長は、育成会の活動の原点は「共生社会」の実現にあること。そのための様々な法整備、現行の制度の見直しが、一歩ずつではあるけれど前に進んでいること。また、さらなる障害者福祉向上のため願いを訴えていくという挨拶をされました。

また、秋田県知事(代理出席)、大潟村村長、秋田県医師会会長の3人の来賓の方々からお祝いの言葉を頂き、行政の立場からは相互に理解しあいながら共に支えあっていく共生社会を目指して進んでいることを、また医師の立場からは、自分の心に余裕を持ち「寛容の心」で生きること、また自分自身が「自分は受け入れられている」と思える社会の実現を願っているとお言葉がありました。

式典終了後、男鹿和太鼓愛好会による「なまはげ太鼓」が披露され、会場いっばいに響く勇壮な太鼓の音と、なまはげが地響きをたてて練り歩く姿にあちこちから歓声が上がっていました。昼食は大会場に移動し参加者同士の交流を深め、またロビーには各施設ご自慢の手作りおやつ、パン、お惣菜、野菜、雑貨などが並び、多くの方が買い求めておりました。

午後からは二手に分かれての活動となりました。本人は友だちの会に参加し、村民体育館にてリズム体操や4種目のニュースポーツを楽しみ、家族・支援者の方々は講演を聴講。講演の演題は「中央情報報告・成年後見制度の今後」。講師は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事 又村あおい様。内容は、令和6年4月からの法改正によって、障害児支援、障害福祉サービス、居住支援などが大きく変わることで、また現行の成年後見制度の見直し議論、障害者差別解消法により民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化することなどなど。中身の濃い、多くの学びの時間となりました。基調講演の後、こまちほ～ぷ隊が活動のPRをしたのですが、又村さんの話によると、民間事業者に合理的配慮を求める法改正により、こまちほ～ぷ隊のような啓発活動がますます重要になってくるとのこと。

私自身、この大会に参加し、多くの学びを得て、交流を深める時間となりました。本大会の開催にご尽力された多くの皆様、ありがとうございました。(長澤 陽子)



どっちが的に近いかな?



くという思わぬ結果に大いに盛り上がりました。本人はもとより保護者も盛り上がり、定期的に行われてはという意見も出たほどです。最後は、お弁当とお菓子を食べながら、交流を深めました。とても楽しい「スポーツの秋」の一日でした。(佐々木久美子)

令和5年11月3日(金・祝) 本人活動～スポーツ交流会

@秋田県社会福祉会館 2F 体育館

今年度本人活動として、十一月三日(金)にスポーツ交流会が行われました。昨年度本人活動費として、ポッチャの用具を購入したという事もあり、ポッチャとフライングディスクの体験会が本人と保護者も一緒に参加して開催されました。

フライングディスクは指導員をお招きし、ディスクに親しむことから始まり、最後には実際にアキュラシーゴールに向けて投げるところまで体験しました。参加者の中には体験したことのある人もいて皆さんとても上手でした。

令和6年2月3日(土)

何でも語ろう会

@秋田県心身障害者総合福祉センター会議室 A

I DO B A T A カフェが平日行われることから、土日の何でも誰でも気軽に話せる場があった方がいいですね、ということ、コロナ禍もあって一時なくなっていた「何でも語ろう会」を数年ぶりに開催しました。

いつもの育成会の顔ぶれに初めましての方も加わり、自己紹介から始まり、困りごとなどを語り、それぞれ意見や提案をしたり、とたくさんお話ししました。

最後に育成会が何の会なのか全く知らなかった、という方も「来るのがすごく怖かったけど、勇気を出して来てみて良かったです」とおっしゃってくださいました。障害者の啓発活動も必要ですが、それをおこなっている母体の育成会がどんな会なのか、どんな目的で活動しているのか、世の中にもっと知ってもらおうようPRの方法を考えなくてはいけない、と感じました。

(本田由香)

令和5年9月26日/12月19日(火)

I DO B A T A カフェ

@センタース洋室

今年度は三回実施しました。二カ月に一回くらい開きましようか？とお話しさせていただきましたが、運営側が複数の役割りを担っており、なかなか開催できず申し訳ありません。

各回、育成会の活動の進捗状況やセミナーの案内をした後、個々に事業所や福祉サービスを利用した感想など情報交換が活発におこなわれました。学校を卒業するとなかなか家族の立場でわいわい話せる場がないので、お時間が合いましたら、ぜひ遊びに来てください。会員以外の方も参加可能です。(本田 由香)



知的・発達障がい啓発キャラバン隊

こまちほ〜ぷ隊通信

こんにちは！こまちほ〜ぷ隊です。

「私たちは、秋田市手をつなぐ育成会の会員の有志で活動しております」このセリフも、活動の会を重ね、やっと板についてきました。昨年に引き続き「心いきいき芸術祭」での公演や、民生委員さんの勉強会や消防署などに呼んでいただきました。

今回は、受講された方のアンケートの内容を一部ご紹介します。←

Q 体験を通して、どう思ったり感じたりしましたか？

- ・みんな違ってみんないい！寛容な世の中になっていきますように！
- ・見た目ではわからないことがたくさんありびっくりした。
- ・知らないことがたくさんあると思った。
- ・障がい者でなくても高齢になり自分でも出来ないことが増えてきている。ちょっとした事もみんなが優しい気持ちになって声かけしたり、助け合っている社会になればと思った。
- ・優しい人がいっぱいいる社会だといいなと思う。 ・目から鱗でした。
- ・軍手をしての作業が障がい者が感じているもどかしさでしょうか？言葉では本人を理解してと言われますが、難しいですね。
- ・言葉では本人を理解して、とよく言われますが難しい。今日は少しは理解できたかなと思います。
- ・いろいろな具体的な行動が理解できてよかった。 ・障がい者の気持ちが少し理解できた
- ・知らないことが多く大変勉強になりました。
- ・障がい者のことをもっと知らなければならない

Q 障がいを持った方と接して困った事はありますか？

- ・たくさん身近にいます。困った事はありません。ご近所付き合いをしながら数十年親しくしています。理解するには思いやりを持ってお互いに向き合うことだと思います。
- ・今までよくわからなかったのを見て見ぬふりをしていましたが、これからは少しでも理解したいと思った。
- ・5年ほど児童センターに勤務していた際、ダウン症や発達障がいの子どもがいました。正直どう接していいかわからないことが多く困りました。今日の講習をもっと早く受けていたらと痛感しました。
- ・言葉がうまく話せない方がいっしょうけんめい伝えるのに、うまく聞き取れなくて不安にさせてしまう事があるように思います。

お呼びくださいましたら、できる限り駆けつけたいと思いますので、皆様からの公演先のご紹介をお待ちしております。

(隊長 平野正子)



2/29(木)、3/1(金)
土崎消防署研修会



12/8(金) 八橋地区民生委員
勉強会



11/18(土)
知的&発達障害体験会 @キラ星館



11/11(土) 心いきいき芸術・文化祭

成年後見の現場から

あきた成年後見センターつなぐ センター長 鈴木 哲郎

私は、六十一歳で行政書士試験に合格し、自宅を事務所として活動を始めました。その際に「事務所開設の基本的な考え方」を作成しました。その第一条目的を「障がい者・高齢者が安心快適な生活をするための支援を活動の目的とします」とし、事務所の壁に貼っています。長男が知的障がい者であること、町内を見渡して支援を必要とする高齢者が多い、という状況から決めました。その年に行政書士会の全国組織であるコスモス成年後見サポートセンター秋田支部に入会しました。入会前研修の一時間に「成年後見人はボランティアではできない、仕事としてもできない(活動のわりに収入が少なく)、社会貢献として取り組むことができる人に取り組んでほしい」と言われたことが強く記憶に残っています。そして、研修を重ねるうちに、事務所開設の目的である障がい者、高齢者支援という目的遂行に成年後見制度が有効であると確信しました。以来、五名の方の成年後見人をつとめています。その経験の一端を紹介します。

Aさん、七〇代後半、独り暮らし。認知症の周辺症状と言われる「物が盗まれた」との被害者意識が強まり、近所の方々と軋轢が生じ、いわゆるご近所トラブルが頻発。民生委員や町内会長の手に負えない状況から、秋田市長寿福祉課の申し立てにより、成年後見制度の利用が始まりました。この方とショートステイで初めて面会したころは、受け答えもかろうじてでき、最近の出来事の記憶は飛んでしまいが、子どもの頃の思い出になると饒舌になり笑顔が魅力的でした。その後熱中症や心不全で入退院を繰り返し、要介護度が上がったのを機に、介護老人保健施設に入所しました。後見人の仕事は、施設や病院の費用の支払い、ケアマネージャーさんと相談して最適な施設への入所のための手続きなどですが、年金収入が十分ではないため、家庭裁判所の許可を得て自宅を処分し、債務の返済と生活費に充ちました。施設での面会の際には、手足に癩痕など異常はないかをチェックすることもあります。フロアーでくつろぐ入所者の表情などもさりげなく観察します。自分の親や兄弟であれば当然気にかけることを観察するわけです。

広辞苑で後見を引くと「うしろだてとなって補佐すること。また、その人」となっています。成年後見制度は、一人では契約できない人、不利な契約をした人を支援するために、後見人が後ろ盾となって補佐をします。不思議なことですが、補佐をすることで、補佐される相手から逆に元氣や勇気をもらうことも多いと感じます。これは、ボランティア活動や社会貢献活動はもちろん、「誰かのために自分の時間や労力を捧げる」すべての活動における関係性に通底することと考えています。

コラム「20代の挑戦!成年後見人への道」vol.3

自分の身に何かあったとき、家族や周りにどんな影響が出るかを想像されたことはありませんか？
今回は、以前のコラム記事で触れた『準備』とについてお伝えしていきたいと思います。

まずは自身の現状を整理してみましょう。私は、長男であり重度の知的障がい(脳性まひ)を抱える妹がおります。両親は離婚、母に引き取られ育ちましたが、母は聴覚障がいがあるため満足に働ける状況ではありませんでした。当時を思い返すと経済的にはとても苦しい状況で、収入が安定していませんでした。

現在、私は一人暮らし。妹は施設におり、両親は各々一人で暮らしております。兄弟は妹のみで、将来のことを相談できる相手はいません。そういった状況の中で、自分の身に何かあった時どんな影響が出るのか

と具体的に考えたときこんな不安が浮かびました。

・妹を誰が面倒を見てくれる？
・母が他界してしまつたあとはどうなる？
・経済的に一体いくらあつたら大丈夫なのか？

・お金の管理は？昨今の日本の状況を考えてと金銭トラブルに巻き込まれてしまうのでは？

・妹だけでなく、父と母に介護が必要な状況になったらそれぞれを私一人で見るとか？

考え始めたらキリがなく、将来に対する不安は消えそうにありません。

では、この不安を減らすためにどうしたらいいのか。考えた末の結論は、将来に向けて『準備』をしていく、ということでした。

まずは関係ありそうなところへ積極的に参加すること。この育成会への入会もそうでした。成年後見制度に関する勉強会、セミナー、障がいを抱える親の会、自身と似たようなケースの事例などたくさん勉強をしました。

そんな中、今の自分ができる最善の策が「成年後見制度」と「生命保険信託」でした。

この仕組みを活用し、しっかりと準備をしたことで将来の経済的な不安等を軽減させることができたか、次回お伝えできればと思います。

船木 拓也さんプロフィール

ブルデンシャル生命保険勤務。脳性まひで生まれた妹を持つ。仕事を通じて障害を持つ子どもの家族が多いことやその心配事などに触れ、障害者福祉に興味を持ち、育成会に入会。以降、運営委員として「あきた成年後見センターつなぐ」の立ち上げにも積極的に参加。



事務局より（会員様宛て）

各種お問い合わせ

年会費・成年後見に関するご相談
副会長：鈴木(090-2273-0560)

入退会・活動・ホームページや会報等情報
提供に関するご相談
副会長：本田(090-2559-4811)

啓発キャラバン隊
こまちほ～ぷ隊(入隊希望や出前講座の依頼)
運営委員：平野(090-2360-1665)

個人=1家庭 3,000円/1年
年会費振込先 賛助 一〇 3,000円/1年

秋田銀行手形支店(普通) 1186360
ゆうちょ銀行記号番号 02200-2-129410



編集後記

紙面が「成年後見」に偏ってしまったかなあ、と少々反省の第四十三号になりましたが、これからも温かく見守っていただけたら幸いです。さて、開催が先送りされていた「全国手をつなぐ育成会連合会全国大会」がいよいよ秋田で開催されます。全国各地からお見えになるたくさんの方に、秋田の良さを感じていただき、秋田の会員の皆様におかれましても、たくさんの出会いと学びで実りある会となりますよう、当育成会としても準備をすすめていきますので、ご協力とご参加の程をお願いいたします。
(本田)

※会報誌「きずな」は毎年9月末と3月末の発行です。
ただし、令和6年度は令和7年3月1回のみ発行予定です。

20歳 成人おめでとう



鎌田 悠太郎さん
(中野つくし苑)

アメリカの牧場に行くのが夢で、生活介護施設でがんばってます。ダンススタジオ※RUNNING MANでダンス習ってます。一緒に踊りませんか？

※新屋のダンススタジオで、障害児者を対象としたクラスもあり年末には発表会もあります。

土井 裕斗さん (一般就労)

今後の予定

令和5年度の活動として

3月27日(水)障がい福祉課と懇談

育成会意見箱(メールなど)より…福祉避難所の説明要求、あきた成年後見センターつなぐへの助成、こまちほ～ぷ隊(啓発活動)への継続助成、全国大会への人的支援、医療費補助の拡充、ワンストップの相談窓口と医療体制への見直し など

5月26日(日)

秋田市手をつなぐ育成会総会

14:00～15:00(13:30～受付開始)

秋田県社会福祉会館本館 8階合同研修室

6月～(計3回実施予定)

法人後見支援スタッフ養成研修会

10月12日(土)、13日(日)

第9回全国手をつなぐ育成会連合会 全国大会秋田大会

あきた芸術劇場ミルハス、文化創造館ほか

「IDOBATA カフェ」「何でも語ろう会」など不定期に開催される事業につきましてはホームページ、Facebook ページにてご確認ください。

秋田市手をつなぐ育成会  で検索!